

カルテ・決算書等の 個人情報や機密文書の 処理をお任せ下さい!

- 近年、各方面で個人情報の流出及び機密文書の漏洩問題が取り上げられる中、各医療機関におかれましては、保存義務期間が過ぎたカルテの処理等を安心して任せられる業者があるのだろうかとお探しではないでしょうか?
- そのようなお悩みに、長崎市医師会協同組合様より指定を頂いております当社がしっかりと対応いたします。

今皆様の悩みを当社が解決いたします

- カルテ(紙質の場合のみ)… 焼却処分
- 金額(回収・処分料)… **1kg 35円**
- 回収方法… 打ち合わせ後、日時決定
- 処分方法… 機密保護のため、医療機関へ回収に伺い、直接長崎市の焼却場(東工場)のコックピット(焼却口)へ搬入いたします。

- 回収を依頼される場合は、事前に電話連絡をお願い致します。当日の回収依頼はお受けできない場合がございます。
- 排出される場合は紐で梱包するか、ダンボール箱、もしくはビニール袋に入れてお出してください。

医療機関関係書類の保存年限(一例)

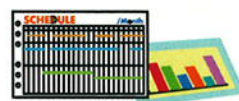
書類名	保存期間	根拠条文
カルテ	5年間	医師法 第24条
手術記録	2年間	医師法 第21条
助産録	5年間	保健師・助産師・看護師法 第42条
救急救命処置録	5年間	救急救命士法 第46条
調剤済み処方箋	3年間	薬剤師法 第27条
調剤録	3年間	薬剤師法 第28条

お取り扱いできない商品(禁忌品)

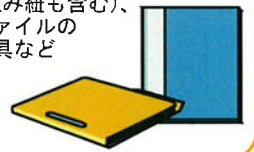
クリップなどの金具
(プラスチック含む)



OHPフィルムなどの
ビニール製品、写真



ファイル、
台帳の表紙
(組み紐も含む)、
ファイルの
金具など



お気軽に御用命下さい。

※排出場所は長崎市内に限ります



※古紙業者への引渡し又は再生利用は一切行いません。

メディカル輸送サービス

- ・長崎市医師会協同組合指定事業所
- ・諫早市医師会協同組合指定事業所
- ・長崎県産業廃棄物協会正会員

有限会社 大周環境運輸

本社/長崎市白鳥町9-57

長与営業所/西彼杵郡長与町平木場郷512番地

TEL(095)847-0129

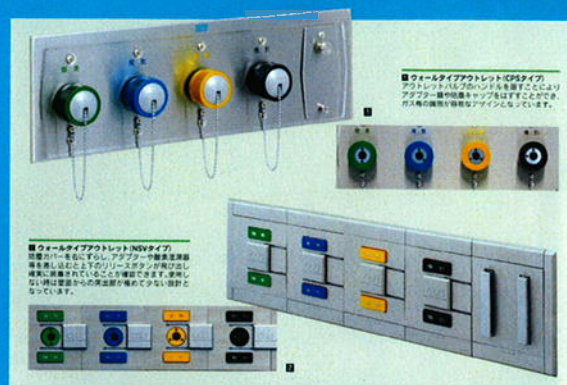
FAX(095)847-0173

医療ガス

吸入用酸素をはじめ、医療機関が必要とする全てのガスを安定供給しています。



局方酸素・笑気ガス・医療用炭酸
液体窒素・医療用窒素・滅菌ガス
液化ヘリウム 等



在宅医療

安心と信頼で患者さんの「QOL」
向上に貢献します。

在宅酸素療法
在宅 NPPV 療法
在宅 CPAP 療法



届出書の作成代行します！

毎年2月頃に提出が必要な「酸素の購入に関する届出書」の作成を弊社にていたします。

医療機関様へ

酸素の購入価格に関する届出書(平成 年度)

1 前年の1月から12月までの酸素の購入実績

購入年月	産業用酸素(酸素濃度93%)		医療用酸素(酸素濃度99.5%)		大気ボンベ(L:600L)		小気ボンベ(L:600L)	
	購入数量	購入代金	購入数量	購入代金	購入数量	購入代金	購入数量	購入代金
01/01								
02/01								
03/01								
04/01								
05/01								
06/01								
07/01								
08/01								
09/01								
10/01								
11/01								
12/01								
計								
備考								

2 前年12月31日現在、前年度の購入実績が0の場合(前年度12月31日現在の酸素の購入実績)

購入年月	産業用酸素(酸素濃度93%)		医療用酸素(酸素濃度99.5%)		大気ボンベ(L:600L)		小気ボンベ(L:600L)	
	購入数量	購入代金	購入数量	購入代金	購入数量	購入代金	購入数量	購入代金
01/01								
02/01								
03/01								
04/01								
05/01								
06/01								
07/01								
08/01								
09/01								
10/01								
11/01								
12/01								
計								
備考								

3 その他

購入数量単位: 数量(単位:kg)

購入代金単位: 金額(単位:円)

上記よりおのり提出します。
平成 年 月 日

医療機関コード: _____

所在地: _____

関係医療機関名称: _____

担当者: _____

九州厚生局長 殿

記載上の注意事項
1 届出は届出月の1月1日から3月31日までの間に購入した全ての数量について記載すること。
2 計額は、実際の購入した数量(消費量)を基に、1年総額を記載すること。



YAMAX CORPORATION

株式会社ヤマックス

長崎市小江町 2734 番地 75 TEL 095-846-7777
E-mail yamax@yamax1986.co.jp

どんなことでもお気軽にお問合せください。
担当 山田 が対応いたします。